

地方税法等の改正に伴い「宮町税条例の一部を次のように改正しました」

① 公的年金から個人住民税を特別徴収（天引き）の方法によって徴収する制度が、平成21年10月から導入されます。

■対象者

次の3つの条件をすべて満たす場合は、公的年金にかかる住民税の所得割額と均等割額が本人の公的年金から特別徴収されます。

① 65歳以上の公的年金（年度の初日に老齢基礎年金等）を受給している場合

② 年額18万円以上の公的年金を受給している場合

③ 公的年金の受給年額が特別徴収税額を超える場合

■徴収する税額
公的年金等に係る所得割額と均等割額

■平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の徴収の時期と対象税額

6月、8月、10月、12月、2月
※21年度の住民税額の4分の1ずつを

6月と8月で普通徴収し、10月以降は残額分を3分の1ずつ特別徴収します。

■平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の徴収の時期と対象税額

4月、6月、8月、10月、12月、2月

※21年度の住民税額の半額を4月、6月、8月で3分の1ずつ特別徴収し、10月、12月、2月で22年度の住民税額から4月、6月、8月で特別徴収した金額を差し引き、残額を3分の1ずつ特別徴収します。（以降同じ）

②平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に次の要件に該当する一定の「省エネ改修工事」を行った場合、翌年度分に限り家屋に対する固定資産税の3分の1の額が減額されます。（120㎡を限度とします。）

■工事要件

窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化等）または窓の改修工事に加え次のいずれかの工事を行うことが条件になります。

- ① 床の断熱改修工事（断熱材）
- ② 天井の断熱改修工事（断熱材）
- ③ 壁の断熱工事（断熱板）

■費用要件

改修に要した費用が30万円以上であること。

このほか、省エネ基準に適合していることを住宅性能評価機関や指定確認審査機関または建築士事務所に属する建築士が証明していることが必要になります。

なお、工事終了後3ヶ月以内に役場税務課に申告してください。

③新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限が平成22年3月31日まで延長されます。

この減額措置は、新築から3年分（中高層耐火住宅は5年分）の固定資産税の2分の1の額を減額するもので、減額の対象は、居住部分の床面積で120㎡までになります。

④上場株式等の譲渡・配当所得の軽減税率が廃止されます。

金融所得の一体化に向け、上場株式等の譲渡益、配当に係る10%（所得税7%・住民税3%）の軽減税率が平成20年12月31日をもって廃止さ

れ、20%（所得税15%・住民税5%）になります。

ただし、特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間、500万円以下の譲渡所得と100万円以下の配当所得については、10%になります。

区分		平成20年 12月31日まで	平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	平成23年 1月1日以降
譲渡所得	500万円超の部分	10%	20%	20%
	500万円以下の部分	10%	10%	20%
配当所得	100万円超の部分	10%	20%	20%
	100万円以下の部分	10%	10%	20%

■問合せ
税務課 ☎ 42-2114